

ブロック塀等の安全点検をお願いします！

6月18日に大阪府北部を震源として発生した地震において、倒壊したブロック塀等により小学生を含む2名の方が亡くなられる大変痛ましい事故が発生しました。

古いブロック塀にあっては、劣化や鉄筋の不足等により、地震時等に倒壊のおそれがあります。また、新しいブロック塀でも、現行基準※に適合していない場合がありますので、ご注意ください。

※現行基準は3ページをご覧ください。



現行基準に適合せず転倒したブロック塀

■点検と改修をお願いします！

地震によって道路沿いにある塀が倒壊すると、子供や高齢者などへの被害のおそれがあるだけでなく、緊急車両の通行の妨げになり、避難や救助に支障が出ます。

塀の安全確保は所有者の責任です。ご自宅の塀の安全点検を行っていただき、傾きやひび割れといった劣化が見られる場合や、ひかえかべ控壁が無い等基準に適合しない場合には、施工業者等の専門家に相談しましょう。

また、定期的な点検を行い、早期の危険発見に努めましょう。

次ページの点検表を使って点検してみましよう！

点検の結果、安全性の疑義などご不明な点がございましたら、下記の相談窓口へお問い合わせください。

○相談窓口

- ・相談窓口は下記の建設部建築住宅課、建設事務所建築課又は整備・建築課です。
- ・長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、塩尻市の各市内にある塀につきましては、各市建築指導担当課までお問い合わせください。

建設事務所	建築物所在地	電話番号	建設事務所	建築物所在地	電話番号
佐久建設事務所	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡	0267-63-3160	木曾建設事務所	木曾郡	0264-25-2229
上田建設事務所	東御市、小県郡	0268-25-7142	松本建設事務所	安曇野市、東筑摩郡	0263-40-1935
諏訪建設事務所	茅野市、諏訪郡	0266-57-2923	大町建設事務所	大町市、北安曇郡	0261-23-6524
伊那建設事務所	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	0265-76-6830	長野建設事務所	須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡	026-234-9530
飯田建設事務所	下伊那郡	0265-53-0433	北信建設事務所	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	0269-23-0220
県庁建築住宅課		026-235-7335			

ブロック塀点検表

ご自宅のブロック塀を自己診断しましょう。表に従って点検してください。

A.基本性能の点検(基本性能値)

点検項目		基準点	評価点
建築後の年数	10年未満	10	①
	10年以上、20年未満	8	
	20年以上	5	
高さの増積み	なし	10	②
	あり	0	
使用状況	塀単独	10	③
	土留め・外壁等を兼ねる	0	
塀の位置	塀の下に擁壁なし	10	④
	塀の下に擁壁あり	5	
塀の高さ	1.2m以下	15	⑤
	1.2mを越え、2.2m以下	10	
	2.2mを越える	0	
塀の厚さ	15cm以上	10	⑥
	12cm	8	
	10cm	5	
透かしブロック	なし	10	⑦
	あり	5	
鉄筋	あり	10	⑧
	なし	0	
	確認不能	0	
控え壁	あり	10	⑨
	なし	5	
かさ木	あり	10	⑩
	なし	5	
基本性能値(①～⑩の評価点の合計)			a

B.壁体の外観点検(外観係数)

点検項目	係数	外観係数
全体の傾き	なし	⑪
	あり	
ひび割れ	なし	⑫
	あり	
損傷	なし	⑬
	あり	
著しい汚れ	なし	⑭
	あり	
外観係数 (⑪～⑭の最も小さい評価係数)		b

C.壁体の耐力点検(耐力係数)

点検項目	係数	耐力係数
ぐらつき	動かない	c
	わずかに動く	
	大きく動く	

D.保全状況の点検(保全係数)

点検項目	係数	保全係数
補強・転倒防止対策等の有無	あり	d
	なし	

総合評点の算定

ブロック塀の点検表から、総合評点を求めます。

基本性能値		外観係数		耐力係数		保全係数		総合評点
a	×	b	×	c	×	d	=	e

判定

総合評点から、点数結果が判定されます。

総合評点	判定	今後の対応
70点以上	安全です	3～5年後にまた点検しましょう
55点～70点	一応安全です	1年後にまた点検しましょう
40点～55点	注意が必要	精密点検を行い、再度判定するか、転倒防止対策等を
40点未満	危険です	早急に転倒防止対策を講じるか、撤去しましょう。

※ この点検表は、長野県エクステリア建設業協会のパンフレットに基づいています。

55点を下回るブロック塀は、塀を施工・メンテナンスしている業者等に相談し、状況により、塀の補修等必要な転倒防止対策を行ってください。

現行の建築基準法施行令による構造基準

第六十一条（細構造のへい）

細構造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1.2m以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上とすること。
- 三 長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20cm以上とすること。

第六十二条の八（補強コンクリートブロック塀）

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ1.2m以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2m以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15cm（高さ2m以下の塀にあつては、10cm）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ3.4m以下ごとに、径9mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの1/5以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35cm以上とし、根入れの深さは30cm以上とすること。

図に適合しない場合は、現在の建築基準法に適合しませんので、補強等の改善が必要です。

高さ：2.2m以下

ブロックの厚さ：15cm以上
塀高さが2.0m以下の場合には10cm以上

控壁間隔：3.4m以下

鉄筋：径9mm以上、縦横80cm以内
先端フック付

控壁：突出幅が高さの1/5以上
径9mm以上の鉄筋
塀高さが1.2m超の場合設置

基礎：根入れ20cm以上（塀高さ1.2m以下の場合）
高さ35cm以上、根入れ30cm以上（塀高さ1.2m超の場合）

根入れ

例：ブロック塀の場合